

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成27年 8 月28日

【会社名】 山下医科器械株式会社

【英訳名】 YAMASHITA MEDICAL INSTRUMENTS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 下 尚 登

【本店の所在の場所】 長崎県佐世保市湊町 3 番13号

【電話番号】 (0 9 5 6) 2 5 2 1 1 2 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 伊 藤 秀 憲

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区渡辺通 3 丁目 6 番15号
NOF天神南ビル 6 F

【電話番号】 (0 9 2) 7 2 6 8 2 0 0

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 伊 藤 秀 憲

【縦覧に供する場所】 山下医科器械株式会社福岡本社
(福岡県福岡市中央区渡辺通 3 丁目 6 番15号)
山下医科器械株式会社佐世保本社
(長崎県佐世保市湊町 3 番13号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年8月27日に開催された当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年8月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ. 配当財産の種類

金銭

ロ. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金43円 総額109,736,688円

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月28日

2. 剰余金の処分にに関する事項

イ. 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

ロ. 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更

2. 責任限定契約を締結できる取締役の範囲の変更

3. 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するための条文の新設

4. 条文の追加および削除に伴う条数の変更等

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山下尚登、吉野敏彦、伊藤秀憲、および北野幸文の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員として、松尾正剛、小高喜久夫、古閑慎一郎および山下俊夫の4氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年間100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年間50,000千円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	19,456	47	15	(注) 1	可決 95.26
第2号議案 定款一部変更の件	19,457	46	15	(注) 2	可決 95.27
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
山下 尚登	19,448	55	15	(注) 3	可決 95.22
吉野 敏彦	19,458	45	15		可決 95.27
伊藤 秀憲	19,408	95	15		可決 95.03
北野 幸文	19,451	52	15		可決 95.24
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
松尾 正剛	19,184	319	15	(注) 3	可決 93.93
小高 喜久夫	18,941	562	15		可決 92.71
古閑 慎一郎	18,998	505	15		可決 93.02
山下 俊夫	19,451	52	15		可決 95.24
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	19,438	65	15	(注) 1	可決 95.17
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	19,436	67	15	(注) 1	可決 95.16

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。